

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	手数料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町手数料条例第 2 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町手数料条例第 2 条、第 3 条、別表第 1
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町手数料条例 (手数料の名称及び金額等)</p> <p>第 2 条 手数料の名称及び金額は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>2 同一事項について 2 通以上を証明するときは、1 通を 1 件とする。</p> <p>3 数人を列記し、それぞれその者に対して証明するときは、1 人を 1 件とする。</p> <p>4 2 種以上の事項を 1 通で同時に証明するときは、1 件とする。</p> <p>5 土地は 1 筆ごとに、建物は 1 棟ごとに証明を要するときは、1 筆又は 1 棟をもって 1 件とする。</p> <p>6 閲覧に関しては、公簿は 1 冊、公文書は 1 事件、図面は 1 枚、名寄帳は 1 人分をもって 1 件とする。</p> <p>(手数料の徴収時期)</p> <p>第 3 条 手数料は、申請のときに徴収する。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>別表第 1 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町手数料条例第 8 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町手数料条例第 8 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町手数料条例 (過料)</p> <p>第 8 条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額 (当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。) 以下の過料に処する。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日